平成２２年（フ）第２１９５号
京都市右京区太秦乾町16番地５　小崎方
債務者　田中　秀司
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９６号
京都市右京区太秦乾町16番地５　小崎方
債務者　田中　政江
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０７号
京都市伏見区羽束師古川町105番地の13
債務者　ナチュラルこと　中村　　寛
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
京都市伏見区向島丸町４番地の７　向島市営住宅８－５棟508号
債務者　本田　眞惠
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
京都府木津川市加茂町駅東２丁目２番地１
ユニ加茂壱番館1305号
債務者　久保田顯三
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
京都市山科区東野八代70番地８
債務者　三澤　奈央
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
兵庫県加古川市志方町西中66番地の５
債務者　廣瀬　吉彦
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５１４号
広島市安佐北区亀山６丁目20番２－１号
債務者　仁浦貴美子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４号
広島市安佐南区緑井７丁目14番17号
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５号
広島市安芸区阿戸町104番地56
債務者　山城　寿訓
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７号
広島県東広島市八本松町原10623－１、住民票上の住所広島市安芸区中野東１丁目２番19―101号
債務者　石丸　　翼
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１９号
広島県東広島市西条町御薗宇6479番地５　南側、申立時の住所広島県東広島市西条町郷曽471番地71
債務者　高田真奈美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４１号
広島市西区古江西町12番24―10号
債務者　松澤　　宏
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２号
広島市西区古江西町12番24―10号
債務者　松澤　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０号
広島市中区舟入町８番31―201号
債務者　原田　順子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８１号
広島市安佐南区八木６丁目12番１―106号別所住宅４
債務者　藤田　　傳
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２６号
福岡市西区生の松原４丁目13番37号、住民票上の住所福岡市早良区百道３丁目10番30―305号
債務者　富永和賀紀
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３５号
福岡県糟屋郡志免町王子４丁目３番７号
債務者　加納　弘幸
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部